



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

# 1人に1つの大事な番号 マイナンバー制度 (社会保障・税番号) がついに始まります！

平成27年  
**10月**  
通知開始！

◎巻末特集 知っておきたい「マイナンバー」

マイナンバー（個人番号）は「社会保障・税番号制度」に基づき、国民一人ひとりに付与される12ケタの番号です。平成28年1月から社会保障・税・災害対策などの行政手続きや雇用保険の手続きなどに必要となります。10月から国内に在住しているすべての人に通知されますので、必ず開封して中身を確認しましょう。

**Q** マイナンバー（個人番号）って何ですか？

マイナンバーは住民票を有する全ての人の対して、一人ひとりに割り当てられる12ケタの、あなただけの番号です。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。この制度の導入で、社会保障・税・災害対策の分野で個人情報とマイナンバーとを関連づけることができ、効率的な情報管理ができるようになります。またマイナンバーを活用して、同じ人に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実に情報連携することができるようになります。

**Q** 何のために導入されるのですか？

マイナンバー制度の導入によって期待される効果は、大きくわけて3つあります。

- ▼「利便性の向上」  
行政サービスの申請時に添付書類が不要になるなど、行政手続きがスムーズになり、利用者の負担が軽減されます。
- ▼「行政の効率化」  
情報の照合などに要する時間や労力を削減でき、複数の業務間の連携が行えるようになります。作業効率が向上します。
- ▼「公平・公正な社会の実現」  
所得や行政サービスの受給状況などが把握しやすくなり、適切に行政サービスやきめ細かな支援が可能になります。

**Q** 個人情報は安全に管理されますか？

マイナンバーを安全・安心に利用するため、制度とシステムの両面であたの大切な個人情報保護を確保します。

【制度面】

- ▼法律に規定があるものを除き、マイナンバーの利用や収集は禁止されています。
- ▼マイナンバーを収集する際、本人確認を徹底します。
- ▼行政などがマイナンバーを適切に管理しているか、第三者機関が監視・監督します。
- ▼システム面
- ▼個人情報は各機関が分散して管理し、特定の機関が一括して管理することはありません。
- ▼情報にアクセスできる人を制限・管理します。
- ▼各機関の通信を暗号化します。
- ▼マイナンバーを使って自分の個人情報ができるようにやりとりされているか、インターネットを通じて記録を確認する手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム（マイナポータル）」が運用予定です。

**Q** わたしの番号はいつわかりますか？

「通知カード」は簡易書留で10月5日現在で住民票がある住所へ送付されます。住民票の届けをせずに引っ越ししている場合、郵便局で「転居届」を出していても新しい住所へは転送されませんので、役場総務課（☎2210555）までお問い合わせください。また、紛失した場合、再発行には別途料金がかかりますので、「通知カード」は大切に保管してください。

送られてくるものをチェックしましょう！

- ✓ マイナンバーが記載された「通知カード」(世帯人数分)
  - ✓ 「個人番号カード」の交付申請書
  - ✓ 返信用封筒
  - ✓ マイナンバーの説明書類
- ※ 「通知カード」はあなたのマイナンバーをお知らせするもので、申請が無いと「個人番号カード」は交付されません。

**Q** 通知カードと個人番号カードの違いは？

「通知カード」は紙製で、券面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されています。あくまでもみなさんの番号をお知らせするカードですので、身分証明などには使えません。「個人番号カード」は平成28年1月から希望者に交付されるカードで、取得するには交付申請の手続きが必要です。カードはプラスチック製で、ICチップを搭載。券面に氏名、住所、生年月日、性別などが記載され、裏面にはマイナンバーなどが記載されます。また本人の顔写真も表示されますので、運転免許証と同様に身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした電子申請などの行政手続きが行えます（個人番号カード自体には、所得情報や健康状態などプライバシー性の高い個人情報は記録されません）。申請は通知カードに同封の申請書に書き添えて郵送するか、スマートフォンなどを使ってウェブ上で申請する方法がありますので、「個人番号カード」の取得希望者はご都合にあった方法で申請してください。

## マイナンバー「個人番号カード」申請方法

郵送で申請する場合

ウェブ上で申請する場合

「申込用紙に記入」



「通知カード」に同封の申請書に、氏名や住所、生年月日などの必要事項を記入し、本人の「顔写真（証明写真など）」を貼り付け、返信用封筒で投函すると申請完了です。※ 押印と「通知カード」の切り離しを忘れないようご注意ください。

「ウェブ上で入力」

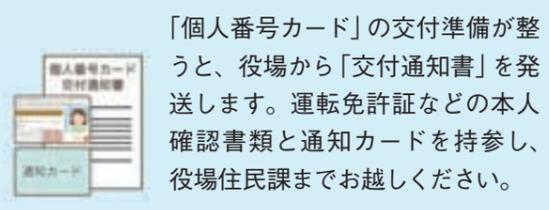


スマートフォンなどのカメラで、本人の「顔写真（証明写真のように見える写真）」を撮影。



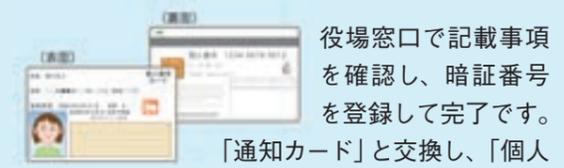
「通知カード」に同封の申請書にあるQRコードを読み込むと、スマートフォンからでも申請ができます。申請サイトで必要事項を記入し、顔写真のデータを送信すれば申請完了です。

「交付通知」 ※来年1月以降



「個人番号カード」の交付準備が整うと、役場から「交付通知書」を送ります。運転免許証などの本人確認書類と通知カードを持参し、役場住民課までお越しください。

「個人番号カードの受け取り」



役場窓口で記載事項を確認し、暗証番号を登録して完了です。「通知カード」と交換し、「個人番号カード」が交付されます。

マイナンバー制度のお問い合わせは  
全国共通ナビダイヤル（平日：9時30～17時30分）  
☎ **0570-20-0178**